

情報番号：20080204

テーマ：社員個人の携帯電話を業務に利用するときの取扱い

編著者：藤永 伸一（ウイスタリアマネージメント代表）

Q. 当社の営業部門の社員の中には、私用の携帯電話を業務に利用する者もいるようです。何人くらい使っているか把握していませんが、実は先日ある社員から携帯電話の使用料を会社で負担してもらえないかの申し出がありました。

負担はやむを得ないとは考えているのですが、このような場合、税務上はどのような扱いになるのでしょうか。

A. 社員が私的に所有している携帯電話を、業務に利用した方が便利なこともあります。このとき、利用料をどうするかという問題があります。

基本的には、業務に利用した分を会社が負担することになるでしょう。そのような実費精算であれば、給与としての課税関係は生じません。

しかし、一定額を利用手当として支給するやり方の場合には、給与所得とされる可能性があります。

費用についての考え方は以上のようになりますが、そもそも個人所有の携帯電話を業務利用する場合、情報漏えい等のリスクがあることについても十分な検討をしておく必要があります。

解 説

（１）私的所有の携帯電話を業務に利用するときの取扱いをどうするか

携帯電話は非常に便利です。会社とすれば、これを業務に利用することを考えるのは当然かもしれません。業務上必要ということであれば、会社がこれを社員に貸与することもあるでしょう。

いくら小さいといっても、私用と業務用の両方の携帯電話を持ち歩くというのは非効率です。

そこで、社員が所有している携帯電話を業務に利用することを考えることになるでしょう。このとき、問題になるのがその利用料をどうするかということです。

個人が所有している携帯電話の利用料は、当然のことながら本人あてに請求されます。業務に使うことは、たまにしかないというのであれば、社員もあえて会社にその利用料を請求することはないかもしれません。しかし、その頻度が高くなれば、業務で利用した分の利用料は会社が負担すべきです。

（２）利用料の実費を会社が負担する場合

前述したように、私有の携帯電話を業務に利用するのであれば、その利用料を会社が負担することになるのではないのでしょうか。

この場合、私的利用分と業務利用分を区分して、利用区分に応じて利用料を会社が負担するのが一番基本的な考え方になるでしょう。つまり、業務に利用した実費を会社が負担するということです。実費負担であれば、課税関係も生じません。

私的利用か業務利用かは、利用明細によって判断することになります。手続き的にはかなり面倒ということになるでしょう。また、その判断をめぐって、会社と社員の間で意見の違いが生じることも考えられます。

さらに、利用明細を会社に提出させることになれば、社員のプライバシーに関わる問題も出てきます。そうした点についての配慮も必要になるでしょう。

なお、スマホの場合、最近は個人所有の携帯電話を個人番号とは別に法人用番号としても使えるアプリもありますので、こうしたツールを利用するのも一つの方法です。

（３）毎月一定額の手当を支給する場合

実費精算は、私的利用と業務利用の切分けをしなければならず、その処理に手間がかかります。

そこで、もっと簡単な方法で、毎月一定の手当を支給する方法が考えられます。例えば、5,000円を携帯電話利用手当として支給することです。そうすれば、実費精算のような面倒な手続はいりません。

しかし、このように手当として支給するということになると、課税の問題が生じてきます。

所基通 28-3 では、「職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるものとして支給される金品であっても、年額又は月額により支給されるものは、給与等とする」と規定されています。

もし、毎月一定の手当として支給することになると、これに該当することになり、給与所得として課税されるということです。

もっとも、この規定にはただし書きがあり、「その支給を受けた者の職務を遂行するために行う旅行の実情に照らし、明らかに法第9条第1項第4号（非課税所得）に掲げる金品に相当するものと認められる金品については、課税しない」とされています。

ですから、このただし書きにあたるようなやり方を考えれば、課税の問題を解消することができるのではないかと思います。

（４）会社が利用料の負担をしない場合

業務上、社外に出かけることはほとんどなく、たまたま出かけたときに会社に連絡をとる必要が発生することがあるかもしれません。そういうときに、私有する携帯電話を利用するということもあるでしょうが、このような場合、社員の方も敢えてその利用料を会社に請求するということはないのではないで

しょうか。

（５）社員所有の携帯電話を業務利用する場合のリスクへの対応

社員所有の携帯電話を業務利用した場合の費用の扱いについては以上のような考え方になるのですが、そもそも社員所有の携帯電話を業務利用する場合には、そのリスクを考慮しておく必要もあります。

つまりメリットだけではなくデメリットもあるということです。たとえば盗難や紛失といったおそれもあるでしょうし、それに伴う情報漏えいのリスクも高まります。これらにどのように対処してゆくかということです。

そのようなことから、社員所有の携帯電話は業務利用を禁止にすることもあられるかもしれません。しかし、逆に会社に隠れて使うこともありえます。それを黙認することの方がリスクが高いといえるでしょう。むしろ、業務利用のための環境を整備すべきです。

その場合、まず会社としての利用方針を明らかにし、運用ルールを定めておくべきでしょう。利用にあたっては、どのような効果を期待するのかを再度確認し、次に掲げるような事項について、ルール化しておく必要があります。

- ・業務利用の範囲（公私の区分）
- ・アプリの利用に関する事項
- ・社内ネットワーク、クラウドの利用に関する事項
- ・費用負担、会社の責任範囲等に関する事項
- ・セキュリティ対策
- ・その他利用に関する手続き（誓約書提出等）に関する事項

【関連情報】

※JRS 情報番号：11747201 携帯電話使用規程の基本知識

【2023.06 改訂】

<p>(出典) 改訂版「人事・総務部員のためのトラブル対応策」 著 者 藤永 伸一 発行所 (株)政経研究所http://www.seikei-ins.com/</p>
